

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1 月10日
【会社名】	株式会社ガーラ
【英訳名】	GALA INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 菊川 暁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
【電話番号】	03(5778)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	国内子会社管理部門担当部長 藤田 公司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
【電話番号】	03(5778)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	国内子会社管理部門担当部長 藤田 公司
【届出の対象とした募集(売 出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 99,840,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	416,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成26年1月10日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	416,000株	99,840,000	49,920,000
一般募集			
計(総発行株式)	416,000株	99,840,000	49,920,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は49,920,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
240	120	100株	平成26年1月27日(月)	-	平成26年1月27日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ガーラ グループマネジメント部	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
99,840,000	1,000,000	98,840,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額98,840,000円につきましては、当社事業資金及び当社連結子会社Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金に全額充当する予定であります。具体的には、当社事業資金に58,840,000円を充当する予定であります。これは主に人件費、事務所賃借料、上場維持に伴う費用であります。また、当社連結子会社Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金に40,000,000円を充当する予定であります。これはアプリ開発に係る人件費等に充当するため、当社から貸付若しくは追加出資とする予定であります。なお、支払予定時期につきましては、平成26年1月から平成26年4月を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

氏名	菊川 暁
住所	東京都港区
職業の内容	当社代表取締役グループCEO

b 提出者と割当予定先との関係

資本関係	持株保有数は3,503,200株。保有割合は31.35%であります。
取引関係	平成25年3月期の当社と当該個人の取引は、 (1) 資金の借入 43,000千円 (2) 借入金の返済 43,000千円 (3) 支払利息 1,797千円 であります。
人的関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	関連当事者であります。

(注) 資本関係は平成26年1月10日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

菊川暁氏は、当社の創業者であり代表取締役グループCEOであります。

当社は、平成23年3月期連結決算から3期連続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。平成25年3月期におきましては、主要連結子会社を譲渡し、オンラインゲーム事業からスマートフォンアプリ事業への転換を進めております。また、当社グループにおけるリストラを実施し、コスト削減の圧縮に努めてまいりましたが、業績は大幅に悪化いたしました。

平成26年3月期におきまして、菊川暁氏より早期の業績回復を目指し、経営責任を全うするため、当社グループの資金需要逼迫時には、自己資金の投入により会社経営を支援するとの申し出がありました。これを受けて、当社取締役会は当社の状況を鑑み、確実に資金調達を実現するためにも、本第三者割当増資の割当予定先であり、特別利害関係者である菊川暁氏以外の出席取締役全員の賛成により、本第三者割当増資について検討及び決議いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 416,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である菊川暁氏は、本第三者割当増資により取得した当社株式に関し、長期保有の意向を表明しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である菊川暁氏が、本第三者割当増資に必要な自己資金を十分に有していることを預金通帳の写しで確認しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の菊川暁氏が反社会的勢力等でないこと及び反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社ディー・クエストに調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

これらにより、当社は菊川暁氏について反社会的勢力等と一切の関係がなく、社会的信用力は十分であると判断しております。

なお、当社は割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本第三者割当増資に関する取締役会の直前日(平成26年1月9日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値240円といたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会の直前日までの直近1ヶ月の終値の単純平均値260.89円(少数点第3位以下四捨五入)からは8.01%のディスカウント率となり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、本第三者割当増資の割当予定先でない常勤監査役が、上記払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行する株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による新規発行株式数416,000株は、平成26年1月10日現在の発行済株式総数の3.72%(少数点第3位以下四捨五入)に相当します。また本第三者割当増資及び平成25年9月17日の第三者割当増資による発行株式数550,000株の合計966,000株は、平成25年8月30日現在の発行済株式総数の9.09%(少数点第3位以下四捨五入)に相当します。

当社は、本第三者割当増資により調達した資金を当社事業資金及び連結子会社のスマートフォンアプリ事業資金に充当する予定であります。これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化は、当社グループの業績回復につながり、企業価値及び株主価値の向上につながるものと判断しております。

したがって、当社は本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
菊川 暁	東京都港区	3,503,200	31.35	3,919,200	33.82
宗教法人宗三寺	神奈川県川崎市川崎区砂子 1 - 4 - 3	314,400	2.81	314,400	2.71
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 2 - 10	169,200	1.51	169,200	1.46
菊川 匡	東京都千代田区	120,000	1.07	120,000	1.04
野村證券(株)	東京都中央区日本橋 1 - 9 - 1	97,200	0.87	97,200	0.84
野村證券(株) ネット&コール	東京都千代田区大手町 2 - 2 - 2	70,700	0.63	70,700	0.61
小林 一郎	和歌山県日高郡日高川町	70,200	0.63	70,200	0.61
伊藤 誠	東京都世田谷区	59,500	0.53	59,500	0.51
須藤 甚吉	栃木県小山市	45,000	0.40	45,000	0.39
(株)ベクター	東京都新宿区西新宿 8 - 14 - 24	43,300	0.39	43,300	0.37
計	-	4,492,700	40.21	4,908,700	42.36

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、平成25年10月1日付の株式分割(1:100)及び当社において把握している平成25年9月30日以降の株主の異動を加味して記載しております。

2. 平成26年1月10日現在の発行済株式総数は11,173,300株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

第四部 組込情報の有価証券報告書（第20期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成25年6月24日提出）、本有価証券届出書提出日（平成26年1月10日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年9月17日 (注)1	5,500	111,730	44,275	2,215,857	44,275	355,426
平成25年10月1日 (注)2	11,061,270	11,173,000	-	2,215,857	-	355,426
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日 (注)3	300	11,173,300	45	2,215,902	45	355,471

(注)1. 第三者割当増資 発行価額16,100円 資本組入額8,050円 割当先 菊川暁

2. 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を100株に分割いたしました。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第20期）及び四半期報告書（第21期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月10日）までの間において、以下のとおり重要な変更がありました。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年1月10日現在）においても変更の必要はないものと判断しております

事業等のリスク

(1)～(5) 略

(6)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において営業損失820,547千円及び当期純損失2,268,566千円を計上しております。また、当第2四半期連結累計期間においても売上高は424,934千円、前年同四半期比68.1%減少となり、営業損失182,325千円及び四半期純損失188,561千円を計上しており、現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があります。当該状況等により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を早期に解消又は改善すべく対応策に取り組んでおりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年1月10日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成25年6月26日 関東財務局長に提出

提出理由

平成25年6月22日開催の当社第20回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

議案定款一部変更の件

当社定款の一部変更をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果議案

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
議案	54,975個	227個	0個	99.5%	可決

(注) 1. 議案の可決要件は次のとおりであります。

議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月24日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第20期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年9月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第21期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月19日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 本 和 芳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失820,547千円及び当期純損失2,268,566千円を計上している。また、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失182,325千円及び四半期純損失188,561千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月22日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失261,930千円及び当期純損失610,130千円を計上している。また、当事業年度においても営業損失296,877千円及び当期純損失1,447,049千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月22日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼田 敦士	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 博久	印
--------------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失100,933千円及び当期純損失512,967千円を計上している。また、当連結会計年度においても売上高が前連結会計年度に比べ49.1%減の2,169,795千円となり、営業損失820,547千円及び当期純損失2,268,566千円を計上している。現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガーラの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ガーラが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。